推進分野一3:

ディーセント・ワークの実現に向けた国際労働運動の推進

グローバル化の進展にともなうサプライチェーンの拡大、多国籍企業による労働者の権利の侵害や労使の日常的なコミュニケーション不足などを背景とする労使紛争が世界で多発している。連合は、建設的労使関係にもとづいた国際労働運動を様々な組織と連携し、推進していく。

1. 国際組織との連携強化

- (1) 国際的な共通課題の克服、建設的労使関係の普及をはかるため、世界各国の労組や、ITUC、経済開発協力機構労働組合諮問委員会(以下、OECD-TUAC)、国際産業別組織(以下、GUFs)で構成される国内外のグローバルユニオンとの連携を強化する。また、必要に応じて、ITUC加盟組織や近隣の主要ナショナルセンターとの二国間協議を行う。
- (2) すべての労働者のディーセント・ワークの実現に向け、グローバルユニオンと 連携して、G20・G7 などの政府間会合、国際労働機関(以下、ILO)、OEC Dといった国際機関などとの社会対話の確立・充実に取り組む。
- (3) アジア太平洋地域における建設的労使関係の構築を通じたディーセント・ワークの実現に貢献するため、ITUCアジア太平洋地域組織(以下、ITUC-AP)の諸活動への積極的参加および支援を行う。
- (4) 労使が建設的に話し合う実践的な取り組みとして、ITUC-APおよび国際 労働財団(以下、JILAF)と連携して、海外での労働組合主導による労働安 全衛生トレーニングの実施を検討する。
- (5) 外国人労働者の基本的な労働者の権利が保障されるよう、送り出し国の労働組合と、双方の役割についての対話を模索する。
- (6) グローバルユニオンの活動および世界の労働運動をリードする欧州各国労組との連携ならびに情報収集力の向上を通じて、国内の取り組みにも活かす方策を検討する。
- (7)「NGO-労働組合国際協働フォーラム」および「児童労働ネットワーク(CL-Net)」への参加を通じて、NGOと連携・協働して、国際的な課題の解決に取り組む。

2. 労使紛争の未然防止および解決促進に向けた取り組み

- (1)「OECD多国籍企業行動指針」「ILO多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」「OECDデューデリジェンス・ガイダンス」など企業行動の国際ルールの組織内における理解促進や、経営側への普及・周知の取り組みを強化する。
- (2) JILAFと連携した二国間セミナーの開催を通じて、アジア地域の日系多国籍企業の労使紛争の回避に向けて取り組む。
- (3)「OECD多国籍企業行動指針」の実効性と運用体制を強化するため、政府に対して、ナショナル・コンタクト・ポイント(NCP)の機能強化と労使紛争の迅速な解決を求める。
- (4) 海外での労使紛争解決に向けて、GUFs、構成組織と連携して問題解決を促進する。

3. 人権・労働組合権・民主主義の擁護・確立

- (1)「連合が優先的に批准を求めるILO条約」の批准に向けた取り組みを強化する。とりわけ、中核的労働基準8条約のうち未批准の第105号条約(強制労働の廃止)、第111号条約(雇用および職業についての差別待遇の禁止)を早急に批准させる。また、公務員の労働基本権の回復に向けて、ILOなどへの働かかけを強化する。
- (2) アジア太平洋地域における人権・労働組合権・民主主義が脆弱な国での民主的な労働運動を支援する。
- (3) 政府が策定を表明している「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の早期策定に向けて取り組む。